

令和7年1月24日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社三枝組（所在地 千葉県茂原市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 高橋（内線：2511）

契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者 | 住所 |
|----------|--------------|
| 株式会社三枝組 | 千葉県茂原市茂原1310 |

2. 指名停止措置期間

令和7年1月24日から令和7年2月23日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者及び元取締役は、法人税等を脱税したとして、令和6年11月8日、法人税法違反等の罪で千葉地方検察庁に起訴された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が法人税法違反等の罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| （不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 |